

『国際私法年報』投稿規程

第1条 目的

『国際私法年報』への投稿の手続を明確にし、国際私法学会の会員による投稿を促進するために、この規程を定める。

第2条 投稿資格

- (1) 国際私法学会の会員は、『国際私法年報』に投稿することができる。
- (2) 投稿原稿が採用された会員は、その掲載号の発行年から起算して3年間は、『国際私法年報』に投稿することができない。

第3条 原稿の種類

- (1) 原稿の種類は、「論説」とする。
- (2) 原稿は、国際私法に関する学術的なもので、未発表かつ他に投稿中でないものに限る。

第4条 原稿の体裁

原稿の体裁は、別に定める『国際私法年報』執筆要領に従う。

第5条 原稿の審査、掲載等

- (1) 投稿された原稿の審査は、原則として、レフェリーによる審査をもって行い、その審査結果に基づき、編集委員会が原稿の掲載の可否を決定する。
- (2) 前項のレフェリーによる審査は、別に定める『国際私法年報』レフェリー要領に基づいてこれを行う。
- (3) 掲載を可とされた原稿について、掲載する号、掲載する順序等の決定は、国際私法年報編集委員会が行う。

附則 この規程は、2012年5月13日から施行する。